

岩手県市町村総合事務組合条例第3号（令和4年4月21日公布）

市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市町村消防団員等公務災害補償条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
第3条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第3条（略） 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日において現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、適用日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、適用日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。